

南河内小中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、南河内小中学校PTAと称し事務局を下野市立南河内小中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、保護者と教職員とが協力して学校と家庭及び地域社会における児童生徒の幸福な成長を図るとともに、会員の教養と親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 会員相互の教養を高め、教育力の向上を図る。
- 2 会員の参加する研修を援助する。
- 3 家庭と学校が協力し合い、児童・生徒のための教育環境をよくすることに努める。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業に努める。

第3章 会員

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童・生徒の保護者ならびに本校の教職員とする。

第4章 役員

第5条 本会に、次の役員をおく。

会長1名（P 1名） 副会長4名（P 2名、T 2名） 書記4名（P 2名、T 2名）
会計4名（P 2名、T 2名）

第6条 役員は、総会および理事会の決議に基づき企画運営にあたり、任務を次の通りとする。

- 1 会長は総会および理事会を招集し、会議の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は本会の経理を掌り、会計報告をする。
- 4 書記は総会および理事会の議事と本会の記録・保管を行い、またその他の庶務的事務を掌る。
- 5 役員は、専門部会には所属しない。

第7条 役員の任期は1年とし、再選を妨げない。任期中に欠員を生じた場合の補充は、その残任期間とする。

第8条 校長は、学校運営の責任者として本会の全般にわたり会議に出席して、意見を述べることができる。

第9条 本会に、顧問をおくことができる。

顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱するものとし、会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 理事

第10条 本会に、次の理事をおく。

理事は、学年部会および専門部会の部長とする。

第11条 理事の選出は別に定める各部会の細則による。

第12条 理事の任務は、総会および理事会の決議に基づいて企画運営にあたる。

第13条 理事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。任期中に欠員を生じた場合の補充は、その残任期間とする。

第6章 会計監査

第14条 会計監査は本会の会計事務を監査し、総会に報告しなければならない。

第15条 会計監査は、6・7・8学年の役員より1名ずつ選出する。

第16条 会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

第7章 会議

第17条 本会の会議は、次のとおりとする。各会議は、それぞれの当該会長が必要とするとき随時開くことができる。

1 総会

本会の最高機関であり、全会員で構成する。総会は2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。総会は、定期総会と臨時総会に分ける。

2 役員会

役員は、第5条のとおりであるが、役員会は役員・理事で構成し、代理も可とする。

3 (学年)部会、(専門)部会、(地区)部会

それぞれ必要に応じて部会を開催することができる。

第18条 理事会

理事会は総会に次ぐ決議機関であり、役員、理事ならびに校長および関係教職員をもって構成し、次のことを行う。

1 役員会および各部会で立案された活動計画を審議検討する。

2 総会に提出する議案を審議する。

3 役員および会計監査に欠員が生じた場合には、これを審議し補充する。

4 補正予算の審議をする。

5 各部会の細則改正の承認をする。

6 その他重要事項の審議をする。

第19条 役員会

役員会は次のことを行う。

1 予算案を作成する。

2 理事会の議案を準備する。

3 各部会間における連絡調整をする。

4 その他各部会に属さないPTA関係の案件処理を行う。

5 転退教職員の餞別金、歓送迎会に関する処理を行う。

6 他団体への会議および研修に参加する。

第20条 各部会

各部会には、学年部会、専門部会、地区部会をおく。

1 学年部会は、各学年に在籍する児童生徒の保護者および担当教員をもって構成する。

2 専門部会には事業部、生活安全部、環境整備部、広報部の4部をおき、各学年の会員から各2名を選出して構成する。ただし本部役員および学年部長・副部長は、専門部会に所属しない。

3 地区部会は、自治会を単位とする会員をもって構成する。

4 各部会の細則は別に定め、改正を必要とする場合は、その部会で話し合いをもち、理事会に諮る。

5 各部会は必要に応じて部会を開催することができる。

第8章 会計

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入による。

第22条 会費は、会員一人月額500円とする。

第23条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 役員選考規定

第24条 役員の選考にあたり選考委員会をおく。

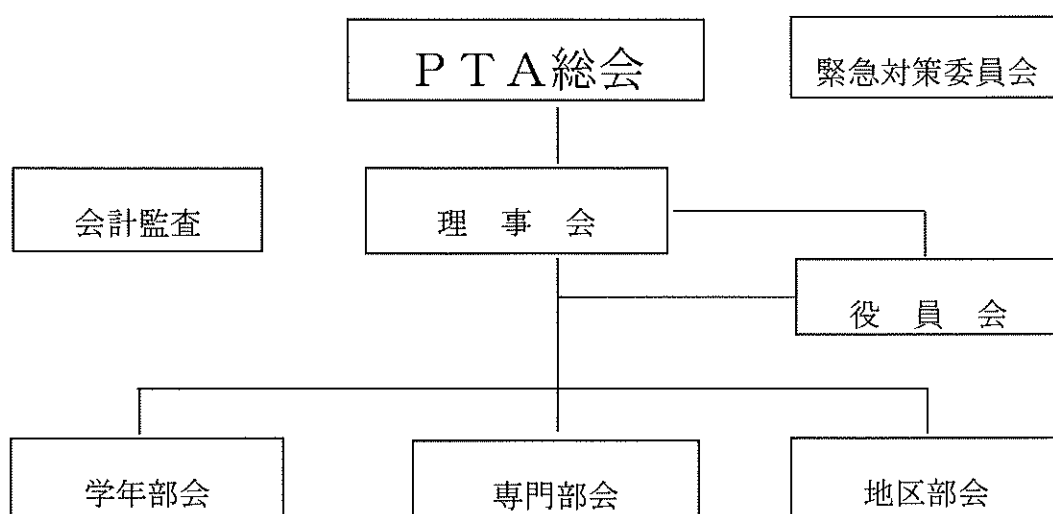
- 1 地区部会の輪番制により、12名の選考委員を決めて選考委員会を構成する。
- 2 選考委員会は選出後、役員会に報告し総会で承認を受ける。

第25条 その他の各部会の正副部長については、それぞれの部会員が選出する。

付則 本会則は、令和4年4月1日より施行する。

1. 令和5年4月1日一部改正
(第6条5項、第10条、第15条、第20条2項)

南河内小中学校PTA組織図



南河内小中学校PTA学年部会細則

第1章 名称

第1条 この細則は、PTA会則第20条に基づいて定める学年部会細則という。

第2章 目的

第2条 学年部会は、PTA会則第2条に準じながら、部会としての特色を発揮しつつ、児童生徒がより幸福な生活を送ることができるように努力することを目的とする。

第3章 活動内容

第3条 学年部会は、前条の目的を達成するために理事会と連携しながら活動を行う。

第4章 会員

第4条 会員は、各学年に在籍する児童生徒の保護者および担当教職員とする。

第5章 役員

第5条 各学年の部会（以下、部会と称す）には、次の役員をおく。

部長 1名、 副部長 2名

第6条 役員の選出は次の方法による。

1. 各学年にて代表幹事（以下、部長・副部長候補をいう）3名を選出する。
2. 学年ごとに、代表幹事の互選にて部長を決め、他の代表幹事は副部長になる。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 部長は部会を代表し、部会ならびに役員会の議長となり会を運営する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代行する。

第8条 役員の任期はすべて1年とし、再任を妨げない。任期中に欠員が生じた場合は、役員の話合いにて決める。

第6章 機関

第9条 学年部会には、部会およびこれの役員会をおく。

第1節 部会

第10条 部会は部長が招集する。ただし、役員会において必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第11条 部会の議事決定は、出席会員多数決とする。

第12条 部会は次のことを行う。

1. 活動内容を話し合う。
2. 役員会の承認をする。
3. その他必要な事項について話し合う。

第2節 役員会

第13条 役員会は部長、副部長、担当教員をもって構成し、会務の遂行にあたる。

第14条 役員会は次のことを行う。

1. 活動内容の企画運営および連絡調整を行う。
2. 緊急事項の処理をする。

付則 この細則に規定されていない事項については、PTA会則に準ずるものとする。
この細則は令和4年4月20日より実施する。

1. 令和5年4月1日 一部改正

南河内小中学校PTA専門部会細則

第1章 名称

第1条 この細則は、PTA会則第20条に基づいて定める専門部会細則という。

第2章 目的と活動内容

第2条 専門部会は、PTA会則第2条の目的達成のために、理事会と連携しながら活動を行う。

第3章 会員

第3条 専門部会には事業部、生活安全部、環境整備部、広報部の4部をおき、各部の会員は、各学年2名ずつ選出された一般会員とする。ただし、本部役員および学年部長、副部長は、専門部会に所属しない。

第4章 役員

第4条 4部の各部会（以下、部会と称す）には、次の役員をおく。

部長1名、副部長2名

第5条 役員の選出は次の方法による。

役員は8年生の部員より部長1名、副部長を2名（前期課程、後期課程1名ずつ）を選出する。

第6条 役員の任務は次の通りとする。

1. 部長は部会を代表し、会議の議長となり会を運営する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代行する。

第7条 役員の任期はすべて1年とし、再任を妨げない。任期中に欠員が生じた場合は、役員の話合いにて決める。

第5章 機関

第8条 専門部会には、部会およびこれの役員会をおく。

第1節 部会

第9条 部会は、必要に応じて部長が招集する。

第10条 部会の議事決定は、出席会員多数決とする。

第11条 部会は次のことを行う。

1. 活動内容を話し合う。

2. 役員会の承認をする。
 3. その他必要な事項について話し合う。
- 第12条 部会の具体的な活動内容は次の通りとする。
1. 事業部
学校教育に対する理解や会員の教養を高めるために広い視野に立った活動ならびに研修を行う。
 - ① 講演会、研修会等の企画および運営を行う。
 - ② 家庭教育学級、親子セミナーの開催、三行詩の募集。
 - ③ 運動会への協力(PTA 種目や準備・片付け等)。
 - ④ 夕顔祭(文化祭)への協力(バザー等)。
 - ⑤ PTA 歓送迎会等の企画、運営 等
 2. 生活安全部
児童生徒の生活指導ならびに安全確保に対する活動を行う。
 - ① 児童生徒の登下校時の安全確保活動。
 - ② 交通安全立哨指導。
 - ③ 各行事駐車場、駐輪場整理の協力。
 - ④ 校外パトロール(夏休み・冬休み)、危険箇所マップ作成。
 - ⑤ エコライフ祭り防犯パトロール 等
 3. 環境整備部
学校の生活環境をよくするための整備活動を行う。
 - ① 奉仕作業や美化活動の計画・運営。
 - ② 施設・用具・図書に関する修理および整備の協力。
 - ③ 地域の環境美化活動(ゴミ拾い等)。
 - ④ 除草剤散布、樹木の剪定作業 等
 4. 広報部
広報に関する活動を行い、地域への発信や教育効果の高揚を図る。
 - ① PTA 広報紙の編集、発行。
 - ② 各学校行事記録写真撮影 等

第2節 役員会

第13条 役員会は部長、副部長で構成し、会務の遂行にあたる。

第14条 役員会は次のことを行う。

1. 活動内容の企画運営および連絡調整を行う。
2. 緊急事項の処理をする。

付則 この細則に規定されていない事項については、PTA 会則に準ずるものとする。
この細則は令和4年4月20日より実施する。

1. 令和5年4月1日 一部改正

南河内小中学校PTA地区部会細則

第1章 名称

第1条 この細則は、PTA 会則第20条に基づいて定める地区部会細則という。

第2章 目的

第2条 地区部会は、この地域に居住する児童生徒が、幸福な校外生活ができるように環境を整えることを目的とする。

第3章 活動内容

第3条 地区部会は、前条の目的を達成するために理事会と連携しながら活動を行う。

第4章 会員

第4条 会員は、地域の各自治会を単位とする会員とする。

第5章 役員

第5条 各自治会（以下、部会と称す）には、次の役員をおく。

部長 1名、 副部長 2名

（原則として前期課程、後期課程のどちらからも各1名以上を選出する。）

第6条 役員は部会において互選する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 部長は部会を代表し、会議の議長となり会を運営する。
2. 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときは、これを代行する。

第8条 役員の任期はすべて1年とし、再任を妨げない。任期中に欠員が生じた場合は役員にて話し合う。

第6章 機関

第9条 地区部会には、部会および役員会をおく。

第1節 部会

第10条 部会は毎年1回部長が招集する。ただし、役員会において必要あるときは臨時に開くことができる。

第11条 部会は次のことを行う。

1. 活動内容を話し合う。
2. 役員会の承認をする。
3. その他必要な事項について話し合う。

第2節 役員会

第12条 役員会は部長、副部長で構成し、活動が円滑に行われるように会務の遂行にあたる。

付則 この細則に規定されていない事項については、PTA会則に準ずるものとする。
この細則は令和4年4月20日より実施する。

1. 令和5年4月1日 一部改正

南河内小中学校 P T A 慶弔規定

- 第 1 条 この規定は、会員の慶弔、児童生徒の弔事ならびに転退教職員、退任役員の餞別の意を表わすことを目的とする。
- 第 2 条 会員が国以上の表彰や叙位叙勲等の社会的表彰を受けたときは、役員会の協議に基づき祝意を表する。
- 第 3 条 会員の災害、疾病見舞いに対し、急を要するときは会長、副会長において、その他の場合は役員会の協議により適宜な措置を講ずる。
- 第 4 条 会員および児童生徒の死去には、香料 10,000 円と生花一基等を贈り、会長ならびに学年部長が会葬する。
- 第 5 条 転退教職員に対する餞別金は一律に 5,000 円とする。
- 第 6 条 前条の餞別金ならびに退任役員に対する感謝状は、総会において贈呈する。
- 第 7 条 この規定運営のための経費は、P T A 会費から支出する。
- 第 8 条 この規定に定める以外の事項、または協議を要する場合は、役員会の協議による。
- 第 9 条 この規定により受けた返礼は、一切必要ないものとする。
- 第 10 条 この規定の改正については本会理事会の協議による。
- 付則 この規定は令和 4 年 4 月 1 日より実施する。